

回 (年度)	問 題
第67回 (29年)	<p>〔第一問〕 - 50点 -</p> <p>問1 個人の道府県民税（均等割及び所得割に限る。）及び市町村民税における①及び②の制度について、以下の点に留意しつつ、述べなさい。</p> <p>① 条例による減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意義 ・ 対象者 ・ 納期との関係において対象となる税額の範囲 ・ 市町村民税において減免が行われた場合の道府県民税の取扱い <p>② 障害者等、納税義務者の事情に着目した住民税独自の非課税制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意義 ・ 対象者 ・ 対象となる割の範囲 <p>問2 個人の道府県民税及び市町村民税における申告手続に関して、以下の点について述べなさい。なお、寄附金税額控除に係る申告特例制度（いわゆる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」）について述べる必要はない。</p> <p>① 申告書の提出先、提出期限</p> <p>② 申告義務を有する者の範囲と、そのうち申告義務が免除される者の要件</p> <p>③ 所得税の確定申告書が提出された場合の効果</p>